

消費者への原産地情報の提供

- 2011年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図		表示の例
<p>【回遊性魚種】 ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、イワシ類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオ、マグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ</p>		<p>ラベルに水域表示</p>
<p>本土から200海里の線</p> <ul style="list-style-type: none"> ①北海道・青森県沖太平洋 (北海道青森沖太平洋) (北海道青森太平洋) ②三陸北部沖 ③三陸南部沖 ④福島県沖 ⑤日立・鹿島沖 ⑥房総沖 千葉県野島崎正東線 		<p>ラベルに水域表示</p>
		<p>農林水産省</p>

2011年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものか消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2019年3月31日